

改正フロン回収・破壊法の仕組み

平成14年4月1日から、業務用冷凍空調機器からのフロン回収が義務づけられているところですが、法改正により、平成19年10月1日から、関係者はそれぞれ、以下のことを行わなければなりません。



フロン類の回収が必要な場合の拡大 (法第2条第5項、第19条)

部品等のリサイクルを目的としてリサイクル業者に機器を譲渡する場合についても、フロン類回収業者によるフロン類の回収が必要

機器を整備する際の対策の強化 (法第18条の2、法第22条)

フロン類の回収を伴う整備を行う業者は都道府県知事の登録が必要
整備時の回収量の記録・都道府県知事への報告

解体工事の際の機器の有無の確認及び説明 (法第19条の2)

■ 説明書面への記載事項 (省令)

行程管理制度の導入 (法第19条の3、法第20条の2)

- 委託確認書の記載事項、保存期間 (省令)
- 引取証明書の記載事項、保存期間 (省令)
- 引取証明書の廃棄等実施者への交付・送付の期間 (省令)
- 問題があった場合の都道府県知事への報告 (省令)

機器の廃棄者が、受託者を介さずに直接フロン類回収業者へフロン類の引渡しを行う場合は、書面等のやり取りも両者間で行う。

再委託を承認する書面の交付 (法第19条の3第4項)

フロン類の引渡しを受託した者が他の者に再委託をする場合、廃棄等実施者から再委託を承認する書面の交付を受けなければならない。

■ 書面の保存期間 (省令)

担保措置の強化等 (法第23条、第24条、第43条、第44条、第45条)

都道府県知事に、廃棄等実施者などに対する指導、助言、勧告、命令等の権限を付与